



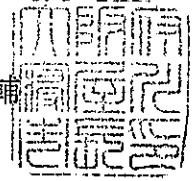
総 人 第 977 号

令和元年6月11日

寝屋川市職員労働組合

執行委員長 下江 太一 様

寝屋川市長 広瀬 慶輔



夏季闘争重点要求書（回答）

2019年5月15日付、寝市職労第15号で要求のありました標記の件につきまして、下記のとおり回答します。

記

要 求	回 答
<p>1 第6期定員適正化計画にこだわらず、人員確保、育成、業務の継承の観点から、事務職をはじめ、技術職、保育士、教員、養護教員、看護師、保健師、児童指導員、社会福祉士など福祉系専門職、技能職など全ての職種において採用を行うこと。</p>	<p>1 人員の確保については、第6期定員適正化計画に基づき、計画的な採用に努める。</p> <p>また、令和2年度の職員採用については、職員配置に関するヒアリング等を踏まえ、職種及び採用人数を決定する。</p>
<p>2 夏季一時金について、職員の生活改善を図る観点から、条例分を上回る額を6月30日までに支給すること。</p>	<p>2 令和元年6月の期末・勤勉手当については、条例等に基づき2.195月分（再任用職員については1.175月分）を標準とし、令和元年6月28日に支給する。</p>
<p>3 特に賃金の低い若年層や子育て世代の引き上げ・改善を行うこと。</p>	<p>3 給与等に関する事項については、情勢適応の原則や均衡の原則の観点か</p>

<p>4 役職者加算を廃止し、全職員一律10%に引き上げること</p> <p>5 新たな管理監督職について、早期に協議を再開すること。</p> <p>6 夏期休暇について、7日間とすること。また、完全取得できるよう対策を講じること。</p> <p>7 人事評価制度について、係長職を評価者からはずすこと。任期付短時間職員、再任用職員への評価は廃止すること。一時金への反映をやめること。</p> <p>8 係長職員に管理職手当とともに超過勤務手当を支給すること。</p> <p>9 心の健康法やメンタルヘルスについての正しい知識を身に付けるための教育・研修を系統的に実施すること。</p> <p>10 実効ある超過勤務縮減、年次有給休</p>	<p>ら、法令の趣旨等を踏まえ、必要な協議を行う。</p> <p>4 情勢適用、均衡の原則を踏まえるとともに、職務・職責に応じた給与制度となるよう、引き続き、適正な運用に努めていく。</p> <p>5 人事・給与制度改革プランにおける新たな管理職制度については、引き続き検討し、必要に応じ協議する。</p> <p>6 夏季休暇については、5日間とし、取得期間は令和元年6月1日から令和元年10月31日までとする。</p> <p>7 人事評価制度については、地方公務員法の趣旨を踏まえ、適正な運用に努める。</p> <p>8 係長に対する時間外勤務手当の支給は行わない。</p> <p>9 労働安全衛生については、長時間労働の是正、メンタルヘルス対策等、健康的で働きやすい職場環境の形成に努める。</p> <p>10 「誰もが健康に働き、成果を出す精</p>
--	--

<p>暇の取得促進、特別休憩取得の確実な保障などのとりくみを行うこと。</p>	<p>「鋭組織」の観点から、長時間労働の是正、年次休暇等の取得の促進に向けた取組を進める。</p>
<p>11 子宮がん、乳がん検診など希望者全員を対象に、定期健診で受診できるようにすること。</p>	<p>11 子宮がん、乳がん検診などを定期健康診断で実施することは考えていない。</p>
<p>12 子の看護休暇について、小学校卒業までに引き上げること。</p>	<p>12 子の看護休暇については、現行どおりとする。</p>
<p>再任用・非正規職員について</p>	<p>再任用・非正規職員について</p>
<p>13 会計年度任用職員制度の導入に当たっては、現在の賃金労働条件を改善すること、また職の中に常勤が行うべき業務に従事する職が存在することが明らかになった場合は任期の定めのない常勤職員や任期付き職員を活用すること。</p> <p>制度化にあたってはていねいな協議と労使合意の上で実施すること。</p>	<p>13 会計年度任用職員については、法の趣旨及び近隣自治体との均衡も踏まえ、適切に対応するとともに、必要に応じ協議を行う。</p>
<p>14 定年退職者の再任用について、希望するすべての職員を任用すること。</p>	<p>14、15 再任用制度については、国の動向等を踏まえ、適正に運用する。</p>
<p>15 フルタイム再任用者について5級以上で任用すること。</p>	
<p>16 再任用職員の任用基準について、病気休暇等日数制限について事由等</p>	<p>16 再任用職員の休暇等の選考要件については、今後検討していく。</p>

<p>個々の条件を勘案し、緩和すること。</p> <p>17 任期付短時間職員について、賃金・手当・休暇などについて、均等待遇の観点から抜本的に改善を図ること。</p> <p>18 任期付短時間職員の賃金に経年加算を拡大すること。</p> <p>19 恒常的業務について、雇用年限を切った雇い入れは行わないこと。</p> <p>20 非常勤職員について、一時金を支給すること。</p> <p>21 アルバイト職員について、時間給1,000円以上、日給8,000円以上に引き上げること。</p> <p>22 すべての非正規職員に有給の病気休暇、特にインフルエンザ休暇を制度化すること。</p>	<p>17～22 非正規職員の処遇については、改善に取り組んできたところであり、引き続き国の動向を注視し、社会情勢や近隣自治体との均衡も踏まえ、適切な制度運用に努める。</p>
---	--